

日本銀行金融研究局編集

東京大学名誉教授
経済学博士

土屋 喬雄 監修

日本金融史資料

昭和統編 第十二卷

日本銀行調査資料(六)

大蔵省印刷局発行

日本金融史資料 昭和統編 第12卷

定価 ￥8,200

昭和57年7月31日発行

編者 日本銀行金融研究局

東京都中央区日本橋本石町2-2-1

印刷兼
発行者 大蔵省印刷局

東京都港区虎ノ門2-2-4

「日本銀行調査資料(六)」解題

土 屋 喬 雄

はしがき

本第十二巻は、「日本銀行調査資料」のうち「財政」に関する資料を収録した。これらの資料四十五編は、昭和二十年八月の終戦時から昭和三十年末に至る約十年間を対象としたものであり、作成部署別では同行国庫局二十八編、調査局(終戦前後の一時期は調査部と改称)十六編、資金局一編となっていて、「財政」関係資料という性格上、国庫局資料の多いことが特色である。

掲載に当たっては、その内容により便宜上「財政一般」、「予算」、「財政収支」、「特別会計・政府関係機関」の四つに区分し、各区分内では作成年月日順に配列した。

「財政一般」の区分には、財政問題全般を扱ったもののほか、特定の費目や制度に関する資料であっても、財政全般との関連性の高いものを含まれた。

「予算」の区分には、各年度の予算そのものに関する資料をとりまとめ掲載した。但し、内容の重複を避けるため、各年度の補正予算に関する資料は原則として割愛し、また三十三年度予算については第五巻に「昭和三十年度予算の問題点」(日本銀行調査月報昭和30・6・1)がすでに

「日本銀行調査資料(六)」解題

収録済みであるので、ここでは省略した。

「財政収支」の区分には、予算執行の結果である財政資金対民間収支を対象とした資料をとりまとめた。ちなみに、財政資金対民間収支とは、企業や家計など民間部門との間での国庫金受払を意味し、予算をみるだけでは明確とまらない民間への影響を分析するのに適した概念であるが、その算定方法の詳細については第六巻解題を参照されたい。

「特別会計・政府関係機関」の区分には、食糧管理特別会計、米国対日援助見返資金特別会計(米国からの援助物資輸入代金に見合う円資金の積立てと復興資金への払出しなどを経理)、政府関係機関(価格調整公団・食糧配給公団・復興金融金庫など)等についての問題点を採りあげた資料を掲載した。

そもそも財政と金融とがいわば唇齒の関係にあることは論をまたないが、とりわけ終戦後の混乱期における財政インフレーション、ドッジ・プランによるデフレ財政とその下での安定恐慌的現象の発生、緊縮財政への転換を図った昭和二十九年一兆円予算の編成など、財政のもたらす経済状況の変化に、金融当局たる日本銀行が間断ない対応を迫られたことはいうまでもない。この間、日本銀行はそれぞれの時点で財政に関する調査分析資料を作成しており、これらを収録した本巻によって、金融当

局の視角からとらえた戦後十年の財政の軌跡をたどることができよう。

個別資料の解説

I 財政一般

(1) 「戦後財政ノ見透シニ就テ」 調査部 昭和20・9・12

本資料は、終戦後一か月を経ない時点において、先行き予想される財政面からのインフレーション発生危険性をいち早く警告したものである。

戦後処理の所要経費は、軍隊復員、復興関係等の諸費用を合算すれば約四、〇〇〇億円に上ると見込まれ、その財源は全額公債に依存せざるを得ない状況にあるとして、年度間の公債費の増加五〇ないし一〇〇億円を含めた一般会計歳出は内輪にみても二六〇ないし三二〇億円と推計されるのに対して、歳入はせいぜい一二〇億円程度にとどまるため、一四〇ないし二〇〇億円の赤字は必至であると述べ、「戦後財政ハ到底尋常一様ノ手段ヲ以テシテハ之ヲ処理シ得ザルコトヲ銘記セザルベカラズ」と結んでいる。

原本は調査部長から総裁あての回覧であるが、終戦後間もなく、かかる見通しをとりまとめ得たのは、戦争末期にドイツ・インフレーションの研究を進めていた成果であろう。

なお、調査部とは調査局が昭和二十年四月から十月の間、人員・機構の縮小に応じて改称されていたものである。

(2) 「進駐軍経費支払ニ付テ」 調査局 昭和21・7・12

終戦後、占領軍の要求する経費は、当初、予算上の措置がとられていなかったため、応急手段として日本銀行が立替払いを行った。昭和二十年九月から本調査時点(二十一年七月)までの同行仮払金勘定からの支払額累計が六〇億円に上り、通貨増発の一要因となった実情にかんがみ、そのインフレーションに及ぼす重圧を懸念したものである(後出、「終戦処理費について」参照)。

なお、右の立替払いの残高はピーク時(昭和二十一年十月)一〇三億円におよんだが、二十二年二月完済となった。

(3) 「進駐軍工事費に付テ」 調査局 昭和22・8・4

終戦処理費は、一般会計予算総額において昭和二十一年度三三%、二十二年度二四%を占める最大の費目であったが、インフレの進行に伴う新物価体系設定(二十二年七月)により、終戦処理費をはじめとした二十二年度追加予算提出が不可避とみられるに至った段階で、終戦処理費の半ばを占める進駐軍工事費について調査した資料である。進駐軍工事費の支払内容・工事施工機関・工事契約・工事費支払方法を概述したうえで、そのわが国経済に及ぼす問題点として、①不生産的支出であり支払が放漫であるなど、インフレーションに及ぼす影響が大きいこと、②支払の遅延が工事業者の金融機関借入金を増増させ、市中金融梗塞の一原因となっていること、を指摘している。

占領軍駐留下に作成された事情を映じて、「もとより此の経費はボツダム宣言に基づく当然の負担ではあるが——中略——進駐軍当局の好意の

下に、客観的標準に基づき工事が圧縮せられることを切望せざるを得ない」と付言するなど、細心の配慮がうかがわれる。

(4) 「大蔵省証券発行限度並に復興金融金庫資本増加の危険性」

調査局 昭和23・1・16

大蔵省証券の発行限度は昭和二十二年十一月にそれまでの一五〇億円から一挙に四〇〇億円に引上げられたが、その発行残高は早くも二十三年一月央において三九〇億円に達し、発行余力はわずか一〇億円となった。こうした情勢下、発行限度再引上げの議案が国会に上程されようとする時点での調査物である。この資料では、すでに二十一年度の最高発行残高二六五億円(二十二年二月十日と同年三月三日)のうち一一五億円が実質的に日本銀行からの借入金に振替えられた事実を指摘し、二十二年度においても大蔵省証券が赤字公債の前借として発行される危険性はさらに大きいと警告している。

また、復興金融金庫の増資、復興金融債券の引受けも、日本銀行が赤字公債を引受けたのと同じの結果を招くことを併せて指摘しており、要するに大蔵省証券の発行限度拡大ならびに復興金融金庫の増資はインフレーション抑制の見地から容易に許容せらるべきでないと結んでいる。

なお、ここで問題とされた大蔵省証券の発行限度再引上げは、その後の徴税強化による税収増大等もあって、見送られることとなった。

(5) 「価格調整費に就て——特に昭和二十二年年度予算

及其の実施状況——」

国庫局 昭和23・3・25

価格調整費とは、終戦後の経済混乱期における物価安定政策の一環として支出された政府補給金で、重要物資について生産費に適正利潤を加えた生産者価格と安価に設定した消費者価格との差額を補填するため、政府が生産者に交付したものである。したがって、いわゆる三、三物価体系(昭和二十一年三月三日発表)および安定帯新価格体系(昭和二十二年七月五日発表)などの物価統制措置の推移に伴って、価格調整費の財政支出に占めるウェイトも増大することとなった(一般会計予算に占める比率は二十一年度の九%から二十四年度には二九%にまで上昇——後出「価格調整費について」参照)。

本資料は、二十二年年度予算に計上された価格調整費について、物価体系と価格調整費との関係、補給金支払方法などをとりまとめたものであるが、価格調整費の支出はインフレと物価統制下の流通秩序維持のための不可避免的な支出であるとしても、インフレーションの克服策としてはその進行を一時隠蔽して「時を稼ぐ」二次的な対策に過ぎず、したがってこの間に有効適切なインフレ対策を講じなければ、価格調整費の増大に伴って財政面よりインフレがますます促進されることを警告している。

(6) 「終戦処理費について」

国庫局 昭和23・8・20

占領軍経費に関する前出二資料(「進駐軍経費支払ニ付テ」および「進駐軍工事に付テ」と同テーマであるが、とくに終戦処理費の支出厳正化の問題を採り上げたものである)。

昭和二十年度以降の終戦処理費予算・支出実績等の推移を回顧するとともに、膨大な金額が放漫に支出されインフレを促進させたので、支出

の厳正化を指示した連合国軍最高司令官覚書「進駐軍の要求に対する資金の支出に関する件」(昭和二十三年三月三十一日付メモランダム第一、八七二号)が発せられたこと、この覚書に基づいて昭和二十三年度予算から予算費目上、終戦処理費(従来、款項目まで一本)が終戦処理事業費・終戦処理事務費および終戦処理雑業務費の三つの「項」に分類され、これらの下にさらに「目」が設けられたこと、などにも言及している。結語として、不生産的支出である終戦処理費の年度予算に占める比重の減少は喜ぶべきことであるが、終戦処理費が一般会計歳出予算中最大の費目であることに変わりはなく、インフレを助長することを懸念する一方、支出の厳正化が度を失する際は支払遅延による業者の金詰りを招来することになるとして、その支出は適切にしてしかも迅速なものとするよう要望している。

(7) 「我国戦後財政の分析(第一部)——国家予算の推移と特長——」

調査局 昭和23・12・1

本資料は、昭和二十一年度から二十三年度にかけての国家予算の推移とその特徴を分析し、戦後の財政インフレーションの実態を総合的に解明することを目的としたものであるが、各種の財政統計資料を収集・整理し、これを実証的分析の論拠としていることがその特徴といえよう。

全一九表におよぶ計表には、各年度別の本予算・追加予算・最終予算の明細、統一基準により組み替えた歳出入予算、国税収入の直接税・間接税別推移、歳出予算における人件費・物件費別比率、一般会計予算の戦前との比較、特別会計予算の変遷、予算純計の推移、公債・借入金予

算および特別会計赤字の推移、等が含まれ、これら諸表の要点が第一表「戦後国家予算の推移と特長総括表」に集約されている。

「戦後国家予算の一般的推移」の項では、戦後財政インフレーションの最初の契機が終戦直後における臨時軍事費特別会計の巨額の支払にあったこと、二十一年度予算において終戦処理費、金融機関補償金等を賄うための公債および借入金巨額に上ったことが戦後財政インフレーション進展の第二の契機をなしたこと、二十二年度より日本財政史上画期的立法ともいふべき財政法が施行されたにもかかわらず、公債借入金の原則的禁止と日本銀行の公債引受および同行からの借入禁止・制限とが二十三年度まで施行延期となった結果、巨額の公債借入金が特別会計予算に計上され、財政インフレーションをさらに推し進めたこと、などを述べている。

次いで「戦後一般会計予算の特長」の項では、国税収入のうち間接税の占める割合が漸次上昇しており、間接税の物価騰貴に対する直接的影響力よりみて、歳入予算の内容はそれ自体インフレーションを促進する要因を持っていたこと、価格調整費が急激に増大しているのは戦後インフレーションの矛盾がようやく危機的様相を帯びつつあることの証拠であること、等を指摘している。

総まとめとして、「財政面よりするインフレーションの要因が一般的な戦後インフレーション促進の最大要因をなし、転じて国家財政自体の驚くべき膨脹の主因ともなるという抜け難き悪循環の過程が、戦後国家予算推移の実相であった」と述べ、本資料を財政インフレーションに対

する警鐘たらしめようとした意図をうかがわせる。

なお、本資料の表題に「第一部」と付記され、また、はしがきおよび結びに第二部の作成を予定している旨の記述があるが、この第二部（予算実行上の諸問題・中央地方財政を通じた財政純計・これらと国民所得との対比、賃金物価水準との関連などの総合的考察等を掲載の予定）は、遺憾ながらその後資料として作成されるに至らなかった。

(8) 「価格調整費について」

国庫局 昭和24・10・10

本資料は、前出の「価格調整費に就て」——特に昭和二十二年予算及其の実施状況——に接続するテーマを取扱っているが、価格差補給金が「竹馬経済」の一本の脚であると指摘したドッジ公使の提言を受けて、政府が二十四年五月価格調整費の漸減方針を打出し、二十五年予算案（二十四年九月二十八日閣議提出）での価格調整費の大幅削減（前年度比ほぼ半減）が明らかとなった時点で作成されたものである。この段階における価格調整費の性格については、間値が公定価格を下回るという現象が一般化しつつある結果として、創設当時の物価政策的なものから産業助成的性格をも兼ねたものに変貌しつつある点が指摘されている。

(9) 「政府指定預金及び国庫余裕金について——特に決算上の剰余金との関連性——」

国庫局 昭和25・11・25

一般会計の収支をみると、昭和二十三年度においては主として租税の自然増収により、二十四年度においては主として多額の歳出不用額の発生により、決算上の剰余金（収納済歳入から支出済歳出を差引いた額）は二十三年度四六〇億円、二十四年度五九四億円に達した。こうした巨額

の剰余金発生による市中金融への影響を緩和するため、二十四年三月三一六億円、同十二月一〇〇億円、二十五年三月一五〇億円が政府指定預金として市中金融機関に預託された。

本資料は、均衡予算の実施とともに国庫の資金繰が余裕を示し、国庫余裕金の市中放出について多大の関心が寄せられていた時点で作成されたもので、決算上の剰余金と政府指定預金等との関連を明らかにしたうえ、かかる剰余金の発生は偶発的な事情によるものであって、二十五年において新規剰余金を生じない限り二十六年度の政府資金繰りの余裕ある推移は期待し得ないであろうと述べている。

なお、指定預金制度全般については、第五巻に収録した「指定預金制度の検討」（日本銀行調査月報昭和27・9・1）を参照されたい。

(10) 「インヴェントリーファイナンスについて」

国庫局 昭和25・12・4

インヴェントリーファイナンスとは、一般に「在庫増加に見合う増加運転資金の金融」を意味するが、いわゆるドッジ・ライン以降の財政用語としては、特別会計・公団等の在庫純増額に見合う増加運転資金の調達を意味する。

ドッジ予算といわれた昭和二十四年度予算の編成に当たって、「一般会計及び特別会計を通じての全総合予算に於いて真の均衡を達成維持する」との基本原則に基づき、一切の政府債務の増加が認められなくなったため、二十三年度以前のように原則として日本銀行からの借入金等の債務増加により賄ってきた方法を廃止し、一般会計からの繰入れまたは

各特別会計・公団等の自己支弁のいずれかの方法によることとなった。本資料は、食糧管理・貿易資金（二十四年度以降外国為替）等の特別会計および油糧配給・肥料配給公団などのインヴェントリファイナンスの方法の変化について、具体的に解説している。

(11) 「今後に於ける財政政策に付ての所見」

調査局 昭和27・10・24

本資料は、ドッジ・ラインの実施以来累積されてきた巨額の財政余裕金を背景に、積極財政への転換を求める気運が台頭し始めた時点で、調査局が昭和二十八年予算編成に対する所見をとりまとめたもので、次の七項目から成っている。

- ① 財政の規模については、今後における生産、貿易、物価の動向に照らし、二十八年度は前年度に比して微増程度にとどめ、一般会計の収支規模を九、〇〇〇億円程度とすべきである。
- ② 減税については、近年の租税収入が予算額を大幅に上回っていることから、税法上の減税を行う余地は確かに存在するが、租税収入の絶対額を減少させるほどの大幅減税を行うことは困難。減税の種目は所得税と法人税とし、所得税の減税は低所得層に厚くすることが適当である。

- ③ 財政投資については、民間資本蓄積の不足を補うとともに、民間金融の対象とはなり難い経済再建資金を確保するうえから、投資規模を圧縮することはできない。その重点は電源開発・食糧増産資金におかれるべきである。

- ④ 資本蓄積の促進については、法人税法が企業の自己資本充実を阻害している面も少なくないので、非課税準備金の範囲の拡大、価格変動準備金制度の改正、利益処分中の内部留保に対する課税の軽減等を認めることが望ましい。

- ⑤ 補助金については、一部重工業関係の製品価格が国際的に割高となっているのは、合理化努力のみでは解消し得ない要因にもよるとみられるため、輸出振興に必要な限度で補助金の交付を考慮すべきである。主食の二重価格制は将来の財政負担が過大となるおそれがあることなどから採用は困難、その代りとして食糧増産対策費を確保すべきである。

- ⑥ 社会政策費については、民心の安定を図るうえから、住宅政策の積極化と失業保険充実のための支出をある程度増額することが必要。

- ⑦ 財政上の余裕金はドッジ・ライン以降の超均衡財政によって巨額に達しているが、これを一般の財政支出に使用することはインフレ的傾向を惹起する危険があるので、市中銀行のオーバーローン解消（余裕金の開銀出資を通じて市中銀行の長期貸出を開銀に肩替りする）、政府の日銀に対する固定的借入の返済等に充当すべきである。

なお、第五巻に収録した「昭和二十八年度予算の特色と問題点——特に金融への影響を中心に——」（日本銀行調査月報昭和28・8・1）を参照されたい。

(12) 「財政蓄積の現状について」

国庫局 昭和28・1・31

昭和二十七年補正予算、二十八年度予算の編成等をめぐって、ドッ

ジ・ラインに基づく超均衡財政から積極財政への転換を要望する気運が高まってきた時点で、そのための財源として注目された財政蓄積の実体と放出上の問題点などをまとめた資料である。

まず、将来の財源として還元使用し得る財政蓄積として、①各特別会計に対する一般会計からのインベントリーファイナンス見合資産、②外国為替資金特別会計に対する貿易特別会計からの引継外貨、③資金運用部および見返資金特別会計保有の政府短期証券・長期国債、の三者を挙げ、これらの財政蓄積は二十七年末で二、八二七億円に達する見込みと述べている。しかし、これを放出するうえでの問題点として、①貴金屬特別会計の場合は、金管理法で民間の用途が工業、工芸、歯科用等に制限されているので、インベントリーファイナンス見合資産を一時に売却することは困難であること、②食糧管理特別会計の場合は、手持食糧を一時に処分することが困難であるため、食糧証券の発行限度を拡大して資金調達せざるを得ないこと、③外国為替資金特別会計の場合は、外貨資産を日本銀行に売却する必要があること、などを指摘し、財政蓄積の放出可能額が実はそれほど多くないことを示唆している。

ちなみに、二十八年度予算における財政蓄積の放出額は一、三〇二億円にとどまった。

⑬ 「国庫金の市中預託制度について」

調査局 昭和30・2・28

本資料作成当時、政府指定預金制度が会計法上疑義のあることなどから漸次廃止される方向にあり、これに代って財政資金の季節的変動を平準化し、財政の引揚超過による市中金融の逼迫を緩和する手段として、

国庫収納金を日銀歳入代理店たる市中銀行に滞留させる市中預託制度が大蔵省で研究されていた。

こうした動きに対応して、本資料では米国の国庫金市中預託制度を概説したあと、本制度の採用により財政の季節変動に基づく支払準備額の増減を回避し得ることから、支払準備制度の実施促進のための一手段ともなり得る点を評価する一方、金融二元化を防ぐために預託金の操作は日本銀行が一律かつ非選択的に行うべきであること、インフレーション的傾向にある時期に本制度を実施することは避けること、などを主張している。

⑭ 「国庫金市中預託制度についての問題点」

国庫局 昭和30・4・12

本資料は、前出の調査局作成資料「国庫金の市中預託制度について」とは異なる視点からなされた市中預託制度への批判が含まれている。

この制度が金融政策の二元化を招くおそれがあること、支払準備制度が存在しない状況下では本制度採用の必要性が認められないことなどの論点は、前出資料と同様であるが、国庫局作成にかかる本資料は、国庫事務ないし国庫制度の面から本制度の採用が困難であることを説いている。

すなわち、本制度採用の場合には、①代理店預金の操作は中央で集中的に行う必要があり、それに伴う中央地方間の連絡等のための通信量、事務量が増嵩すること、②財政収支および地方金融の平準化のためには、ある地方に支出される財政資金はその地域の代理店預金から引揚げ

ることが望ましいが、地域別の財政収支尻には大幅な懸隔があるので、代理店預金引揚げの地域別公平を期し難いこと、③代理店預金を保有することの利益が増大するため、代理店(預金店)と歳入代理店との系統を銀行別に再編成することを求められ、これには多くの困難を伴うほか、銀行以外の金融機関からも代理店預金設置の要望が極めて強いものとなること、などの問題点を指摘している。

ちなみに、本制度は結局実施されることなく今日に至っている。

Ⅱ 予 算

この区分に収録した各年度予算に関する資料は、それぞれの作成時点が予算案策定・同成立・年度中間・年度末など区々であるので、各年度の本予算・補正予算・最終予算を概観する便に供するため、昭和二十年度から三十年度に至る「予算推移一覧」を左に示しておく。

予算推移一覧

(単位 億円)

年度	会 計		特 別 会 計		政 府 関 係 機 関	
	予 算	一 般 会 計	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
二〇	本予算(20・2・8) 追 加 予 算 合 計(最終予算)	二二四 六七 二九一	二二四 六七 二九一	六七八 四二四 一、一〇三	六三三 四二四 一、〇五八	八五〇 八五〇 八五〇
二一	本予算(21・9・12) 追 加 予 算 合 計(最終予算)	五六〇 六三〇 一、一九〇	五六〇 六三〇 一、一九〇	九三九 一、四七二 二、四一一	八四五 一、四六四 二、三二〇	
二二	本予算(22・3・25) 補 正 予 算 合 計(最終予算)	一、一四五 九九七 二、一四二	一、一四五 九九七 二、一四二	二、五八八 二、二一一 四、七九九	二、三三四 一、九五〇 四、二九四	
二三	本予算(23・7・4) 補 正 予 算 合 計(最終予算)	四、一四四 五八六 四、七三一	四、一四四 五八六 四、七三一	一一、一九六 七七九 一二、九七五	一〇、二三九 七六六 一一、〇〇五	
二四	本予算(24・4・20) 補 正 予 算 合 計(最終予算)	七、〇四九 三六三 七、四一三	七、〇四六 三六三 七、四一〇	① 二五、〇五〇 △ 一、七〇一 ② 二二、三四八	① 二二、五六〇 △ 五四一 ② 二二、〇一八	① 一三、一四〇 ② 五、〇六〇 一八、二〇〇

二五	本予算(25・4・3) 補正予算 合計(最終予算)	六、六一四 三一 六、六四五	六、六一四 三一 六、六四五	一七、四〇〇 三、四三五 二〇、八三六	一六、九七六 三、四三七 二〇、四一三	一四、一一〇 五四 一四、〇五六	一二、九二〇 二五 一二、九三五
二六	本予算(26・3・28) 補正予算 合計(最終予算)	六、五七四 一、三六二 七、九三七	六、五七四 一、三六二 七、九三七	一二、七五七 一、二七五 一四、〇三二	一二、四〇五 一、二五七 一三、六六二	四、五五六 一、〇八七 五、六四三	三、四一四 一、〇二八 四、四四二
二七	本予算(27・3・27) 補正予算 合計(最終予算)	八、五二七 七九七 九、三二五	八、五二七 七九七 九、三二五	一三、六六二 三〇六 一三、三五六	一三、一〇九 三八四 一二、七二五	四、五九六 一、〇八四 五、六八一	三、二九二 一、〇六八 四、三六一
二八	本予算(28・7・31) 補正予算 合計(最終予算)	九、六五四 六一七 一〇、二七二	九、六五四 六一七 一〇、二七二	一四、一九〇 六五四 一四、八四五	一三、五九七 六六一 一四、二五八	七、三七六 一二九 七、五〇六	五、八一五 一〇八 五、九二三
二九	本予算(29・4・3) 補正予算 合計(最終予算)	九、九九五 二 九、九九八	九、九九五 二 九、九九八	一六、九七九 一〇三 一七、〇八三	一六、一四四 一〇三 一六、二四七	八、七五四 一八三 八、五七〇	七、三五四 一三五 七、二一八
三〇	本予算(30・7・1) 補正予算 合計(最終予算)	九、九一四 二一八 一〇、一三三	九、九一四 二一八 一〇、一三三	一七、七六二 三七六 一八、一三八	一六、七九八 三七六 一七、一七四	八、六九六 一〇八 八、五八七	七、三七〇 五七 七、四二八

(注)

- 1 本予算の括弧書は成立年月日。
- 2 昭和二〇年度の政府関係機関欄は臨時軍事費を示す。
- 3 昭和二四年度特別会計および政府関係機関計数のうち、①は専売・国鉄を含み、②は含まない。
- 4 補正(追加)予算は最終予算から本予算を差引いて算出した。
- 5 各原計数の単位以下を切捨。

(参考)

国債発行・償還および残高推移一覽

(単位 百万円)

年 度	内 国 債			短 期 証 券		
	発 行	償 還	高	発 行	償 還	高
二〇	三三三、四九四	三一五	一三九、九二四	一八、〇五四	一六、七九六	三、一六〇
二一	三三二、三五四	四二	一七二、二三七	一二五、三四五	九七、五六五	三〇、九四〇

二二	三七、九五九	一、六五六	二〇八、五四〇	二三四、二一〇	二一八、八一〇	四六、三四〇
二三	七四、五九三	三、五八一	二七九、五五二	五四六、九一〇	四七二、五二〇	一一〇、七三〇
二四	七六、九七七	六五、七七一	二九〇、七五八	八一七、五九〇	八一九、二八〇	一一九、〇四〇
二五	八七九	五〇、八七〇	二四〇、七六六	五九八、〇〇〇	五九八、九〇〇	一一八、一四〇
二六	二五、一三五	五、二九四	二六〇、六〇七	六三八、五〇〇	五六二、五〇〇	一九四、一四〇
二七	一〇九、八三一	三五、二四九	三三五、一八九	七三六、〇〇〇	六五一、〇〇〇	二七九、一四〇
二八	一四九、七二五	三九、八九六	四四五、〇一八	八〇三、〇〇〇	八四二、〇〇〇	二四〇、一四〇
二九	一九、四四七	二三、五七一	四四〇、八九三	九〇五、〇〇〇	八一、〇〇〇	三三四、一四〇
三〇	四、七九九	一九、八六〇	四二五、八三二	一、八五五、〇〇〇	一、七三四、〇〇〇	四五五、一四〇

(1) 「今年度予算の現況」

調査局 昭和22・1・15

昭和二十一年度の一般会計の当初予算は五六〇億円(二十一年九月十二日成立)であったが、その後七回におよぶ補正(追加)により、最終予算は一、一九〇億円に達した。

本資料は、第九一臨時議会(昭和二十一年十一月十二日)において第二次追加予算が可決された段階でとりまとめたもので、それまでの一般会計および特別会計の赤字は総額四二三億円であったが、爾後の追加予算分を加えた年度全体の赤字は総額八二四億円、年度末国債発行高は二、三七一億円程度に達するものと見込んでいる。

(2) 「昭和二十二年予算について」

調査局 昭和22・3・1

(3) 「昭和二十二年追加予算について(其の一、一般会計追加予算)」

調査局 昭和22・11・1

(4) 「昭和二十二年追加予算について(其の二、特別会計追加予算)」

調査局 昭和22・11・30

昭和二十二年予算については、当初健全財政が標榜され、表面計数

のうえではほぼ収支均衡が回復されたが、その後一五回におよぶ補正によって、一般会計最終予算の規模(二、一四二億円)は当初予算(一、一四五億円)の二倍近くまで膨脹することとなった。

右の三資料は、当初予算決定の段階(二十二年三月)と一般会計補正第八号予算閣議決定(同年十月二十六日)の段階において、それぞれの内容を分析し、インフレーションへの影響について強い懸念を表明したものである。

まず、「昭和二十二年予算について」では、収支の均衡が回復されたことに対して財政当局のインフレーション防止に対する努力と熱意を示すものとして高く評価しつつも、次の諸点において財政面からのインフレーションの誘因は除去されていないと警告している。

① 一般会計歳出中には終戦処理費、金融再建補償金(金融緊急措置に伴う金融機関への補償金)、価格調整費等の不生産的支出が総額の五割以上を占めており、予算内容が不健全であること。

② 賠償撤去費、失業救済費などについて、多額の追加予算計上が必要

とみられること。

③ 酒税、物品税等を中心とする間接税の増徴、煙草・塩の大幅値上げによる専売益金の増収等は相当の物価騰貴を誘発し、これに伴って終戦処理費、官吏給与等の支出増大を余儀なくされるとみられること。

④ 現在の徴税機構のもとで前年度の二・六倍に上る税収を確保し得るか否かについては多大の疑問があること。

⑤ 仮に年間を通じて財政収支が均衡しても、時期的な歳入のずれがインフレーションを促進する懸念があること。

⑥ 予算規模が生産力に比較して著しく過大となっていること。

「昭和二十二年追加予算について(其の一)」では、一般会計の補正第八号までの追加予算を分析し、終戦処理費・租税収入の追加計上、間接税比率の増大など前記資料とほぼ同様の問題点を指摘し、歳入の過少見積りと歳入の過大見積りから巨額の再追加は避け難いものと観測している。こうした敗戦日本の財政的苦悶を解決する方途については、「国内体制の整備とともに占領軍当局の十分なる理解と援助こそ其の健全財政への道と言ふべきであらう」と述べている。

「同(其の二)」では、特別会計の追加予算(特別会計補正第三号まで)と本予算とを合算した赤字は九〇四億円(うち、食糧管理・国有鉄道・貿易資金・通信事業の四会計七八〇億円)と本予算(四四五億円)の二倍強に達している点について、このように膨大な特別会計赤字は一般会計の終戦処理費(本予算と追加予算の合計六八三億円)とともに現下財政インフレーションの二大要因をなしており、これらは「今後益々インフ

レーションに拍車をかけ日本経済を崩壊に導く可能性すら多分にある」と警告している。

(5) 「一般会計の現況について」 国庫局 昭和23・1・31

二十二年一度一般会計予算の実行途上において、いかなる問題が生じつつあるかについて検討した資料である。二十二年十二月までの実績は四〇九億円の支払超過となり、この一般会計の支払超過額のみで同期間の銀行券増発額一、〇三二億円の約四〇％に相当しているので、均衡予算を編成したと称する本予算は、その実行過程においてインフレーションを昂進せしめて国民経済の再建を困難にしているのが実状であると述べている。

(6) 「昭和二十三年度予算について」 調査局 昭和23・6・21

(7) 「昭和二十三年度予算の概要」 国庫局 昭和23・7・15

前者は、昭和二十三年度予算案が国会に提出された段階(二十三年六月七日)において、そのインフレーションに及ぼす影響いかんという観点から予算案の内容を検討したもので、一般会計、特別会計を通じて前二十二年度を上回るインフレーション促進要因を含む予算であることを指摘している。

後者は、二十三年度予算案が国会において修正可決された時点(二十三年七月四日)で、成立予算の概要をまとめたものである。本予算が現下インフレーションの昂進を阻止し、国民経済の安定を図るため、均衡財政方針を打出している点は評価しつつも、生産的支出が僅少にとどまることが、間接税の増徴を主要財源とする税収の過大見積りが行われてい

ること等を挙げ、この予算が多分に不健全性を内包していることを危惧するとともに、本予算をして真に経済安定の基本方策として意義あらしめるためには、他の総合的経済施策をこれと併行して強力に推進する必要があると述べている。

(8) 「昭和二十四年度予算について」 調査局 昭和24・4・30

昭和二十四年三月七日連合軍総司令部財政顧問ジョセフ・ドッジ公使は経済安定について健全な財政政策の持つ主導的役割を強調した声明（いわゆるドッジ声明）を発表したが、総司令部はこれを全面的に具体化した「二十四年度予算に関する内示」を政府に指示した（三月二十二日）。政府はこれを予算化のうえ国会に提出、四月二十日無修正可決されたものが二十四年度予算である。

本資料は、戦後の財政インフレーションを収束させることにより、わが国経済の安定と自立を図ることを目的としたこの画期的な総合均衡予算について、その成立の経緯に触れたあと主な特徴として、①一般会計、特別会計、政府関係機関の予算を通じて、財政インフレーションの要因が一応完全に姿を消したこと、②単一為替レート設定に備え、輸出補助金の廃止、普通歳入を財源とする輸入補給金の新設など、わが国経済の国際経済参加を前提とする予算的措置が講ぜられたこと、の二点を挙げている。次いで、予想される影響ないし問題点として、単なる収支均衡を超えて巨額の民間資金の引揚超過すなわちデフレ的要因が予算上予定されていることは、産業界における深刻な金詰りをさらに激化させ、しかもこうした財政資金の引揚超過が主として所得税の巨額の増徴

の上に築かれているので、国民の租税負担が過重なものとなることなどを指摘しており、いわゆる安定恐慌の現象の発生が予想されるため、中央銀行の信用政策の適切な運営が大きな意義を持つてくるものと観測している。

(9) 「昭和二十五年年度予算について」 調査局 昭和25・4・7

本資料は、昭和二十五年年度予算の成立時点（二十五年四月三日）において、その概要をまとめたものである。この予算の特徴点として、①ドッジ・プランに基づいて前二十四年度に引続き総合予算の収支均衡が厳に確保されているほか、近來初めて予算規模が圧縮されていること、②シャープ勧告に基づく全面的税制改正および地方財政強化の措置が採用されていること、③公共事業費、見返資金等による建設的支出が増額されて復興予算的性格が加味されていること、などを指摘している。

しかし公債償還を主体とする多額の債務償還費の予算計上は、前年度と同様巨額の対民間引揚超過を招来し、すでに深刻化した金詰りをさらに激化させることとなり、それが中小企業、農村等に大きくしわ寄せされることを懸念している。

10 「昭和二十六年年度予算案について」 国庫局 昭和26・3・7

昭和二十六年年度予算の編成方針については、ドッジ・プラン実施に伴うデフレ的影響の緩和を図り、復興への転換を進めるため、大幅減税ならびに公共事業費、社会保障費の増額、公務員給与の引上げ等の政府公約を実現するとの大綱が二十五年九月の閣議で内定していたが、朝鮮動乱による特需を契機としたインフレーション再発を危惧するドッジ氏の

強い提言により、前年度までの均衡財政を踏襲するよう修正を余儀なくされ、二十六年二月二十七日衆議院において無修正可決をみた。

本資料はその直後、参議院で審議中の段階で作成されたもので、この予算案の特徴として、①政府債務の増加を認めない均衡予算原則の踏襲、②価格調整費の削減等による歳出予算規模の縮小、③政府資金の集中運用機関としての資金運用部の新設、等を指摘するとともに、予算の前提となっている物価の見通しはあまりにも楽観的であり、先行き予算の補正(追加)は必至と予想している。

ちなみに、講和条約調印後に補正予算が組まれ、一般会計の規模は約二割拡大することとなった。

(11) 「昭和二十七年予算について」 国庫局 昭和27・3・29

本資料は、昭和二十七年予算の政府原案が国会を通過した(二十七年三月二十七日)時点で作成されたものである。この予算は講和条約締結後の予算であり、一般会計歳出では防衛支出金、安全保障諸費などの平和回復関係経費が総額の二四%と最大のウェイトを占めていること、またドッジ・ライン以降のいわゆる超均衡予算に必ずしもとらわれず、一般会計、特別会計、政府関係機関を通じて総合的に収支の均衡を図る「総合予算」に移行したことなどを特徴としている。

本資料はこの予算の前提となっている物価や国民所得の見通しならびに歳入の見積りなどに種々の問題があることを指摘し、いずれ補正は避けられないものとしている。これらの問題点については、第五巻に収録した「昭和二十七年予算の問題点」(日本銀行調査月報昭和27・4・1)

において詳しく論評されているので、参照されたい。

(12) 「昭和二十八年予算の概要」 国庫局 昭和28・7・31

昭和二十八年予算は、政局不安定のため政府原案の国会提出から半年を経過してようやく成立した(二十八年七月三十一日)が、本資料はその時点で予算内容を分析したものである。

この予算の特色は、経済界の沈滞、輸出不振等の状況にかんがみ、積極財政への転換をさらに一歩進めた点にあるとし、①予算面からみた国庫収支は約一、三〇〇億円の支払超過となること、②新たに設置する産業投資特別会計(見返資金特別会計を継承)の財源として二〇〇億円の特別減税国債を発行することとし(輸開銀などを通じ重要産業等に投資)、国債発行の端緒を開いたこと、などに注目している。

なお、この予算の金融面に及ぼす影響を検討した資料として、前述の第五巻所収「昭和二十八年予算の特色と問題点」——特に金融への影響を中心に——があるので、参照されたい。

(13) 「昭和二十九年予算の概要」 国庫局 昭和29・4・3

昭和二十九年予算の特色は、通貨価値の安定に関する閣議決定(二八・一〇・二三)の基本方針の通り、積極財政から緊縮財政への転換を図った点にあり、一般会計について、いわゆる一兆円予算を編成するとともに財政投融资を大幅に削減したことが特筆される。二十八年には財政蓄積喰潰しによる財政投融资拡大など通貨政策と矛盾する関係にあった財政が、二十八年秋以来の金融引締政策と歩調を合わせ、緊縮政策という同一目的を掲げることとなった。

本資料は予算成立の時点(二十九年四月三日)で作成されたもので、一般会計予算の抑制と財政投融资の大幅削減の結果、国庫収支が前年度予算における一、三〇〇億円の散超を大きく下回る四三〇億円の散超にとどめられていることなどを紹介している。

なお、二十九年年度予算における財政投融资の削減については、第五巻に収録した「財政投融资削減の影響——産業界に及ぼす影響を中心として——」(日本銀行調査月報昭和29・2・1)および「戦後に於ける財政投融资の推移と問題点——特にその量的及び質的意義について——」(同昭和29・12・1)を参照されたい。

III 財政収支

(1) 「昭和二十一年度財政資金赤字について」

調査局 昭和22・5・22

財政資金赤字といっても、その生産性に及ぼす効果あるいはインフレーションに対する影響は、消費資金、事業資金、出資資金という政府資金の使途によって大いに異なるものとして、それぞれの二十一年度中実績を推計したうえ、①消費資金赤字は本来租税等の普通歳入増加によって賄われるべきであること、②事業資金は事業会計の独立採算制の原則からすれば収支相償うべきものであること、③出資資金は公債金収入によった場合においても、その資金は産業投資に充当され国民経済の再生産に寄与するから、消費資金赤字の調達を公債に依存する場合とは多少異なること、などを指摘している。

(2) 「本年度政府資金対民間収支実績と年末の予想」

国庫局 昭和23・11・18

昭和二十三年度四々十月の対民間収支実績(散超七二億円、前年同期比三二七億円増)について、短期証券の償還を受けた市中金融機関がほぼその全額をもって日銀から短期証券を購入したといった点を修正して、直接市中に影響を及ぼした散超額を試算してみると、前年を五三億円方下回ることになるとし、市中で政府支払の促進を要望する声が強いくことの背景を説明している。

(3) 「昭和二十四年度中財政資金対民間収支状況」

国庫局 昭和25・4・1

昭和二十四年度は、ドッジ・ラインに基づく総合均衡予算の編成を映じて財政資金対民間収支が前年度の散超から大幅揚超に転じたが、こうした対民間収支の動きを会計別・四半期別にとりまとめている。

(4) 「昭和二十五年年度財政収支の概要」

国庫局 昭和26・4・20

昭和二十五年年度の当初予算は、前年度来のドッジ・ラインに基づき総合予算の均衡を維持し、しかも多額の債務償還を予定していたので、前年度を上回る財政資金の引揚超過が予想されていたが、朝鮮動乱勃発による特需の増大から外為会計の払超が拡大し、これを主因として対民間収支が様変わりの払超に転じたことなどについて解説している。

(5) 「昭和二十六年度財政収支の概要」

国庫局 昭和27・6・2

わが国経済は昭和二十六年度に入り、とくに朝鮮動乱の休戦交渉開始以降は世界的景気後退の影響を受けて、漸次低調となったが、企業収益